

平成 26 年 8 月 8 日
土地・建設産業局国際課

日本での不動産取引に関する基礎的な法制度等を 英語で紹介します

国土交通省 土地・建設産業局では、外国人投資家による我が国不動産市場への投資の拡大に向け、日本の不動産に関する基本的な情報を英語にて公表することと致しました。今般英訳し、公開する項目は以下のとおりです。

- ①日本の不動産取引に関連する法律
- ②不動産登記制度
- ③住宅取得・賃借に関するフロー
- ④主な不動産証券化スキーム
- ⑤不動産投資に関する主な税制
- ⑥都市計画に関する制度

なお、今後も、外国人投資家等のニーズを踏まえつつ、我が国不動産市場への投資拡大に向けた法制度・慣習の英訳等を引き続き実施していく予定です。

※ 上記に係る具体的な内容については、下記 URL にて公開しております（英語）。

http://www.mlit.go.jp/en/report/press/totikensangyo13_hh_000003.html

※ 英語版プレスリリース（Press Release in English）

<http://www.mlit.go.jp/common/001050584.pdf>

<本発表資料に関するお問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 国際課

担当：新田、小林

電話：03-5253-8111（代表）（内線 30732、30733）、

03-5253-8280（夜間直通）

FAX：03-5253-1575